

指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

平成18・9・29・厚生労働省告示547号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第127条第3項の規定に基づき、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第127条第3項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）第3条第1項に規定する相談支援専門員
- 二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者